

平成 30 年〇月〇日制定

荷物輸送を行う際の注意事項（案）

目視外飛行により 2 地点の専用離着陸場所の間において荷物輸送を行う場合、次の事項について注意又は考慮すること。

◎注意事項

- (1) 機体について、次に掲げる事項に注意すること。
 - ・荷物の落下を防止する搭載方法を採用すること。
 - ・落下した荷物による物件の損傷を軽減する装置を備えること。(例：飛散防止カバー等)
 - ・機体と荷物の落下を制御する機能を持つこと。(例：パラシュート・オートローテーション等)
 - ・荷物の搭載状況に応じた機体制御機能を持つこと。(例：重量バランスの変化に応じたソフトウェアによるピッチ制御等)
- (2) 安全を確保するために必要な体制について、次に掲げる事項に注意すること。
 - ・過積載を防止すること。(例：荷物重量の事前計測・過積載センサー利用等)
 - ・機体への荷物の搭載方法や機体に定められた運用制限を守ること。
 - ・離着陸地点のカメラ確認や風況等の観測を行うこと。
- (3) その他、次に掲げる事項に注意すること。
 - ・落下した荷物による物件の損傷を軽減する梱包方法を採用すること。
 - ・賠償主体間の責任関係を予め整理すること。
 - ・想定事故状況に対する過失割合基準を予め策定すること。
 - ・荷物輸送を行う者の免責事由、及び保険付保のルールを予め定めること。

○考慮事項

- (1) 機体について、次に掲げる事項を考慮すること。
 - ・落下による荷物の損傷を軽減する装置を備えること。(例：荷物搭載装置の緩衝機構)
 - ・故障診断機能を持つこと。
 - ・荷物搭載装置を含む等が耐環境性能を備えること。(例：風・雨・雪・砂塵・塵埃等)
 - ・機体への妨害やハッキングによる荷物の盗難防止措置を講じること(例：機体認証・データ暗号化等)
- (2) 安全を確保するために必要な体制について、次に掲げる事項を考慮すること。
 - ・機体への荷物の搭載状態を継続的に確認すること。(例：I C タグ・ビーコン利用等)
 - ・天候急変時は最短安全地帯への自動緊急着陸を行うこと。
 - ・落下した場合に機体・荷物の回収が困難な地点の周辺上空を飛行空域としないこと。
 - ・機体の飛行可能時間、着陸予定場所及び、その使用スケジュールについて、他の運航者と

情報を共有し、着陸計画を調整すること。

(3) その他、次に掲げる事項を考慮すること。

- ・落下による荷物損傷防止の為の梱包方法を採用すること。
- ・急な降雨等から荷物を防護する措置を講じること。
- ・荷物の取卸し場所の風雨対策を行うこと。
- ・事故が発生した際の、原因調査体制を構築すること。
- ・事故原因の周知により、同様事故発生を防止すること
- ・被害者への賠償資力を予め備えること。(例：保険の加入等)
- ・飛行空域周辺の環境に応じた飛行時間帯の制限や騒音対策を行うこと。